



議会だより

2007(平成19)年 3月1日発行

NO. 31・12月議会

住所:〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅 112 番地 TEL:098-945-5005 発行:西原町議会 編集:議会広報調査特別委員会 印刷:(株)沖産業



第3回 西原町の産業まつり

国民保護法に基づく条例 2

平成18年度 一般会計補正予算 3

平成18年度 特別会計補正予算 4

条例改正 5

議会提案 人 事 6

一 般 質 問 7

今月の表紙題字: 西原町文化協会 書道部会 みやもと ほうどう 宮本峰堂さん

3月定例会の傍聴ご案内

3月8日(木) 午前10時開会予定

詳しい日程
お問い合わせは
議会事務局へ

議員活動報告

議会広報の研修会へ参加

11/29



町村議会議長会主催による議会広報委員を対象にした研修会が自治会館で行われ、議会だよりの写真撮影、レイアウトの仕方等について委員の5名が研修してきました。

◇住民にわかりやすい議会広報写真の撮り方

講師 大城 弘明 氏

(沖縄タイムス社編集局写真部長)

◇住民にわかりやすい議会広報記事の書き方

講師 真栄田 巧 氏

(沖縄タイムス社編集局整理本部部長)

西原マリンパークに関する説明会

全員協議会に於いて、町長、助役、都市計画課長の出席のもと、西原マリンパーク指定管理者の県への応募の経過及びその管理運営内容について18名の議員が説明を受けた。

2/16



編集後記

三位一体の改革により西原町議会におきましても議員定数改正により19名となり、「ベテラン議員の2人が返り咲き、新人2人が加わりました。」平成18年12月定例議会が開会され、白熱した議論が展開されました。議場における討論は久しぶりの感じがいたしました。

3常任委員会もそれぞれ1名減の6名の構成となり、行政に対して各議員が果たす役割は大きくなりました。特筆すべきことは、新人議員の2人が議会広報調査特別委員になったことです。

議会広報誌「議会だより」の編集、各議員の質問にマッチした写真やイラストの収集に精力的に頑張っています。行政の執行に対する議会議員の立場を明確にし、前号で紹介いたしました議会広報調査特別委員6名でこれからの2年間、がんばっていきます。

屋宜

第50回

町村議会議長全国大会開催される



全国町村議会議長会は、平成18年11月22日、東京・NHKホールにおいて、全国1,038町村議会の議長など、関係者約1,700人が出席するなか、「真の分権型社会の創造をめざして」をメインテーマに「第50回町村議会議長全国大会」が開催され、決議文や各地区からの要望事項等が提案・採択され、関係省庁に要請することを確認し、大会は盛会裏に終了しました。本町からは、城間議長、棚原局長が参加しました。

歳入歳出1,160万2千円の追加 総額88億1,754万2千円

平成 18 年 12 月定例議会で可決された一般会計補正予算の概略は表のとおり

主な歳入

- ・ 地方譲与税 **減** 1,298万2千円 [特別とん譲与税]
- ・ 地方交付税 **増** 1,332万2千円 [特別交付税]
- ・ 国庫支出金 **増** 1,730万円 [坂田幼稚園園舎新增改築事業費]
- ・ 県支出金 **減** 505万7千円 [身体障害者福祉費]
- ・ 繰入金 **増** 2,400万円 [退職手当基金]
- ・ 町 債 **減** 2,710万円 [坂田幼稚園園舎新增改築事業費]

一般会計

補正

可決!!

主な歳出

総務費

5,044万4千円



- 増** 職員給与費 (人事異動)
- 増** 一般コミュニティ事業補助金
- 増** 参議院議員補欠選挙費
- 減** 町議会議員選挙費

民生費

1,064万3千円



- 減** 児童措置費

衛生費

226万9千円



- 増** 職員給与費

土木費

1,149万5千円



- 増** 道路維持補修委託料
- 減** 職員給与費

教育費

1,281万円



- 減** 坂田幼稚園園舎
新增改築工事請負費

農林水産業費

413万6千円



- 増** GISシステム導入事業
委託料
- 減** 職員給与費

西原町国民保護協議会条例を制定

賛成多数
可決!!

原案抜粋

（委員及び専門委員）

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会 議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

修 正 案

（委員会及び専門委員）

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 委員には、町民の公募もいれるものとする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会 議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開を原則とする。

（運 営）

第 7 条 保護計画の答申にあたっては、公聴会を開くなど、広く町民の声を反映させるものとする。

原案賛成者

11 名

- ・今の国際情勢では、必要な条例である。
- ・国民の代表である国会がつくった法律に問題があるとは思えない。
- ・国民の安全を守るものであれば、早期に制定すべきである。

修正案賛成者

7 名

- ・十分な審議が尽くされていない。
- ・町当局の説明責任がまったく果されていない。
- ・「無防備地域宣言」をすべきである。
- ・早期に成立させる理由はどこにもない。

西原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

賛成多数可決

条例

地方自治法の一部を改正する法律に伴い



議案 48 号 西原町課設置条例の一部改正する条例について

- // 49 号 西原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- // 50 号 西原町監査委員条例の一部を改正する条例について
- // 51 号 西原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
- // 52 号 西原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- // 53 号 西原町税条例の一部を改正する条例について
- // 54 号 西原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取付又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
- // 55 号 西原町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- // 56 号 西原町振興開発基金の設置管理および処分に関する条例等を廃止する条例について
- // 57 号 西原町あき地管理の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- // 58 号 西原町都市公園条例及び西原町法定外広共物管理条例の一部を改正する条例について
- // 59 号 西原町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- // 60 号 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について
- // 61 号 西原町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- // 62 号 西原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- // 63 号 西原町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- // 64 号 西原町下水道条例の一部改正する条例について
- // 65 号 沖縄県後期高齢者医療広域連合の設置について



平成18年度

特別会計 補正予算

国民健康保険



歳入歳出にそれぞれ1億5,101万5千円追加

総額 34 億 3,507 万円

〈内訳〉 国民健康保険支出金 9,756 万 4 千円
療養給付費等交付金 5,162 万 8 千円
職員給与費等繰入金 182 万 3 千円

介護保険



歳入歳出にそれぞれ51万8千円追加

総額 13 億 9,443 万 9 千円

〈内訳〉 職員給与費等繰入金 51 万 8 千円

水道事業



収益的支出の予定額6,006万円減額

〈内訳〉

職員の退職等に伴うもの △1,168 万 6 千円

配水及び給水費(修繕費、動力費)の増に伴う補正 568万0千円

公共下水道事業



歳入歳出それぞれ73万1千円を減額

総額 6 億 2,858 万円

〈内訳〉 水質検査委託料 60 万 2 千円
その他 12 万 9 千円

土地区画整理事業



歳入歳出それぞれ5,730万8千円増額

総額 1 億 6,358 万 2 千円

〈内訳〉 上原棚原保留地処分 5,670 万 8 千円
その他 60 万 0 千円

人事

全会一致で同意



■ 教育委員会委員の任命

新垣洋子 西原町字我謝100番地
昭和23年2月17日生(59)
故、上里善孝氏の後任。



■ 人権擁護委員候補として推薦

知花 正 西原町字小那覇337番地の7
昭和16年6月20日生(65)
下地郁子氏の任期満了に伴うもの。



■ 人権擁護委員候補として推薦

安里政雄 西原町字小波津605番地の1
昭和19年3月28日(62)
人権擁護委員の増員に伴うもので(任期3年)

あなたの声を町政に

請願・陳情と町議会

請願・陳情とは

請願は、国とか地方公共団体（県など）に対して、その担当するあらゆる事務について、国民（住民）の側が希望を申し出ることをいいます。議会に対する請願については、議員の紹介を必要とします。

陳情も本質的には請願と変わりませんが、議会に対する場合には議員の紹介が要らないという点で、異なっています。

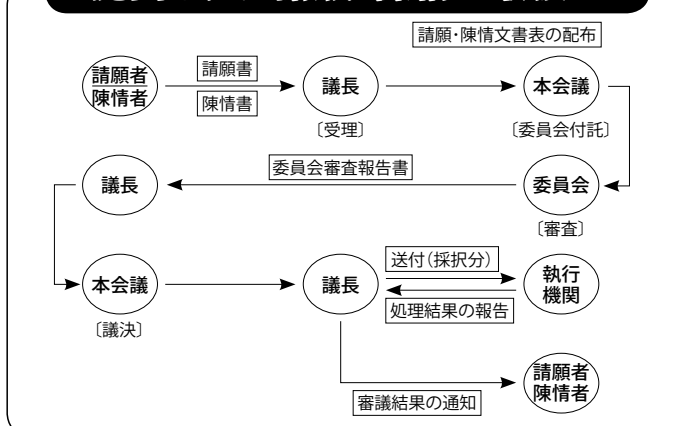
請願・陳情の出し方

- ① 請願（陳情）の件名、趣旨・理由、提出年月日、提出者の住所・電話番号・氏名（法人など団体の場合は、その名称、代表者の氏名）を記載し、押印してください。
- ② 通り会など多数の連署で提出する場合は、代表者の署名押印を表に記載し、署名簿を添付してください。
- ③ 請願の場合は、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。
- ④ 請願（陳情）の趣旨や理由は、簡潔にし、内容が項目別に分けられる場合は項目別に書いてください。

請願・陳情の処理について

提出された請願・陳情は、担当の委員会で審査され、本会議で最終的に採決が行われます。採択された請願、陳情は、町長などの執行機関に送付し、その処理経過や結果の報告を求めます。また、提出者には採択、不採択を問わず、審議の結果をお知らせします。

提出された請願・陳情の取扱い



北朝鮮による核実験実施に対し 毅然とした対処を求める要請決議

決議

嘉手納基地へのパトリオット・ミサイル 配備に対する抗議決議

朝鮮民主主義人民共和国 (以下「北朝鮮」という) は、平成 18 年 10 月 9 日午前 10 時 35 分ごろ、地下核実験を実施したと発表した。

今回の核実験は、世界各国からの実験中止要請を無視し強行されたもので、世界恒久平和を願い、核兵器廃絶に向けて努力する国際社会に対する重大な挑戦であり、北東アジア地域の平和と安全を根底から覆すものである。

我が国は、広島、長崎への原爆投下による被爆を経験した唯一の国である。西原町は、すべての核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願って昭和 60 年 12 月 18 日に「西原町非核反戦平和都市宣言」を宣言、全ての戦争を否定し、人類の生存を脅かす核の廃絶を世界の全核保有国に強く求めてきた。しかし、これらの努力を重ねてきたにもかかわらず、北朝鮮が核実験を強行したことは、到底容認できるものではない。

よって、本町議会は、国連の制裁措置を含め、国際社会と一致協力した外交を展開し、全ての核兵器及び核計画を放棄するよう促すことを含め毅然とした対処を行うよう強く要請する。

以上決議する。

平成 18 年 12 月 21 日
沖縄県西原町議会

あて先

内閣総理大臣／外務大臣／総務大臣／法務大臣
財務大臣／文部科学大臣／農林水産大臣
経済産業大臣／国土交通大臣／内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣／国家公安委員会委員長
防衛庁長官／警察庁長官

本町においては、基地機能の強化に反対し整理縮小を求めているところである。戦後 60 年あまりが経過した現在でも、嘉手納基地周辺の住民は騒音被害や米軍属による事件、事故に苦しめられている。

それにもかかわらず、米陸軍の地対空誘導弾パトリオット・ミサイル (PAC3) の本体 24 基が 10 月 11 日、嘉手納基地周辺の市町村長や住民が反対する中、機動隊を動員して、搬入を阻止しようとした市民団体を排除し、嘉手納弾薬庫に運びこまれた。11 月 30 日には、PAC3 を運用する米陸軍防空砲兵隊の着任式が行われた。年内の PAC3 一部運用を開始に向け作業を本格化させ、隊員約 600 人全員の移駐が完了する来年 3 月までに全面運用を始める予定で、演習や訓練の増加が必至である。

米陸軍のパトリオット・ミサイルの嘉手納基地への配備は、沖縄の基地軽減に逆行するもので、さらなる基地機能強化に繋がり、基地周辺住民に不安と負担を与えることは明白である。地元への一切の協議もなく、情報や説明がないまま、すでにその配備に向けて一方的に進められたことは断じて容認できない。

よって、本町議会は、町民の生命、安全、財産を守る立場から、地対空誘導弾パトリオット・ミサイル (PAC3) の嘉手納基地への配備に断固反対し、その撤回を強く求める。

以上決議する。

平成 18 年 12 月 21 日
沖縄県西原町議会

あて先

駐日米国大使／在日米軍司令官／在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官
嘉手納基地第 18 航空団司令官

後期高齢者医療制度創設にあたっての決議

本年 6 月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健制度が廃止された。

代わって、新たな後期高齢者医療制度が、沖縄県内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に 2008 年 4 月から施行される。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という法成立の趣旨を踏まえ、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならない。

本町議会は、本町が後期高齢者医療広域連合に参加する一員として、制度創設にあたり、以下の諸点について留意し、検討をすすめることを求める。

- 一、保険料決定にあたっては、高齢者の所得・生活の状態を踏まえ、支払いが可能な金額とすること。
- 一、支払い困難な層に対しては、納付相談など、懇切丁寧な相談体制を構築すること。
- 一、滞納者に対する機械的な資格証明書の発行は行わないこと。
- 一、後期高齢者の診療報酬設定にあたっては、保険給付範囲の限定や、在宅療養や終末期医療のむやみな包括定額化など、高齢者に対する年齢差別的な取り扱いが持ち込まれないよう、国に対して強く要請すること。

以上、決議する。

平成 18 年 12 月 21 日 沖縄県西原町議会

あて先 沖縄県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会 会長 翁長 雄志 殿



呉屋 悟 議員

◇平和意識を問う！
◇大砲問題を問う！
◇費用削減の提案！

問 沖縄戦、広島、長崎への原爆投下と、本当に取り返しつかない反省から日本国憲法は生まれた。武力の放棄、国の交戦権を認めない憲法第九条はまさにその教訓。しかし今、自衛隊の国際活動を明記した新憲法草案、集団的自衛権を認めようとする活発な動きなど、平和憲法改悪が進んでいる。また、有事の際に真っ先に敵国のミサイルの攻撃目標となる最も危険な地域に配備される基地危険論を証明するパトリオットPAC3が、私達の住むこの沖縄県に配備された。沖縄戦の犠牲者としてその

子孫として私達は「戦争は許さない」、「平和憲法を守っていく」ことを後世に伝える責務があると思う。世界に誇る平和憲法をどのように評価しているか。

町長 平和問題は町政の最重要課題！この事は何度も申し上げている。平和を維持していくために、憲法、特に「第九条は残してしかるべきである」と機会ある度に申し上げている。ただ、憲法改正は国会の問題なので、今は注意深く見守りたい。

問 「大砲のみの設置では平和教育には結びつかない！」。あれだけ大きな問題になったのだから当然に信念をもって大砲を設置したはず。そこで、町立図書館前に旧日本軍の大砲が設置してから一年三ヶ月が経過し、その教育成果について質問しているが、頑なに大砲設置、場所についてのこれまでの答弁に終始し

ているのはなぜか。
町長 質問の趣旨を誤解して舌足らずな答弁をした。指摘された点は、資料が手元がないが、指摘を受け調査の必要性を感じたので、検証して印象、感想をまとめてみたい。

問

費用削減についての提案。行政当局及び関係団体が行う行事に関係者が参加すると送られるお礼状については、廃止すること提案する。財政難の折関係者の出席は当り前のことであり、わざわざお礼状を送る必要はない。驚いたのは、出席していない議員にもお礼状が送られるという事務のずさんさである。注意したい。

総務課長

お礼状については、当事者にはやはり送らなければならない。それ以外は議員を含めて、これからお礼状は廃止していく方向である。



西原町憲法第9条の碑

◇小波津河川汚染益々悪化!!
◇20 数年放置行政責任を明確に!!



大城好弘 議員

問

小波津河川汚染について説明を求めます

健康衛生課長 小波津川汚染について、特定事業所の創業は昭和五十八年十一月から開業され、豆腐の製造日量高は二千丁、約二トン生産して居ります。排水量は二〇トンから五〇トン未満といわれています。汚濁水BODは四〇〇〇PPM、SS(沈渣物)は一〇一〇PPMと南部保健所の資料報告を受けて居ります。汚染状況は池田地内から県道一五五線沿から熱田橋まで汚染悪臭が発生

し、町民からの苦情もあり、業者に指導も行っている状況であります。当該事業所は平成元年に水質汚濁防止法特定施設設置が届けられており、平成六年度から悪臭の苦情があり、汚水処理施設の設置するよう県の指導勧告、命令等が行われ、市町村においては監視パトロールの職務となつて居り、本町からは指導勧告改善命令は出して居りません、南部保健所に対応して居ります。

土木課長

小波津川改修との関連についてお答えいたします。当該小波津川河川は人が身近に水を感じられ、生物にも配慮した親水河川として、低水路を設け、水量を確保すると同時に、水性動植物が住める親水空間の創設をめざして居ります。上流部の特定事業者、畜舎からの汚濁発源の対策を関係部署、関係課との連携し、早急に改善することが重要と考えて居ります。

行政の責任を問う！

問 小波津川の汚染については平成十年、十四年、十八年、三回目であり

ます汚濁水の排水基準はBOD一五〇～二〇〇PPM、SS二五〇PPM以下でないと放流は出来ない、浄化槽の義務付がなされているのに、二十数年来改善されることなく、数値を比較すると、生製量は多くなり、町民からの苦情は多くなり、一方、汚染は悪化している。農業用水渾水としても利用できるが、環境は破壊され、被害は拡大している。本町は下水道事業、小波津川の多自然型、水性動植物の住める河川づくりに、大義名分をもって環境保全を目指しているが、行政としての責任はどうなっているだろうか、保健所まかせでいいのだろうか？

町長

シビアの御提言であり、行政として指導を中心に展開をしておりますが関係部署、県とも相談をして早めの改善に努力します。



小波津川

一般質問

この一般質問の内容は、会議録(録音テープ)に基づいて各議員が質問の一部をまとめ、編集委員会が最終確認・編集をしたものです。



伊波 時男 議員

- ◆電源交付金
- ◆新エネルギー導入
- ◆墓地公園整備

問 本町の電源交付金の起
点年度と最終年度、ま
た限度額と具体的な活用方
法を問います。

町長 西原町は平成十八年
から平成二十一年までの四
年間にかけて交付金を受取
ることになっております。
交付金の西原町への配分額
は二億七〇七万五〇〇〇円
でございます。本町では町
民体育館の修繕等整備事業
と町道兼久仲伊保線道路整

備事業を実施したいと計画
しております。

問 地域エネルギービジョ
ン策定事業が平成七年
度石垣市を始め平成十七
年度に五十二市町村のうち

二十八市町村で策定事業導
入をされておりますが、本
町では将来導入する予定は
あります。

企画政策課長 本町は第三
次総合計画のもと、環境に
不可の省エネルギービジョ
ンを平成十三年度に策定し
ております。地球温暖化そ
れからオゾン層の破壊、酸
性雨等の地球規模での環境
問題への対応が迫られる
中、新エネルギービジョン
策定事業の導入を検討して
まいりたいと考えておりま
す。

問 棚原の小字城、我下周
辺には墓地が点在して
おりますが、何筆で何坪で
ございますか。又右記墓地地
域に対し、墓地公園整備構
想があったと聞いておりま
すが、具体的な計画があり
ましたでしょうか。

健康衛生課長 棚原の城な
ら、筆数が二九六
筆、坪数は六九四坪で、
我下が一八八筆、坪数は
六〇四坪となっております。
この墓地公園の計画につ
いてですが、平成八年度に
墓地の地域指定を目指し検
討したものの実現に至って
おりません。平成十二年度
に西原町都市計画の将来像
を目指す基本計画の中で、
緑地公園における墓苑計画
事業の一環としてとらえ、
都市計画事業として位置づ
けております。



風力発電

◆いじめのない心の教育 と、環境・ごみ・リサ イクル教育の更なる充 実を



富 春治 議員

問 学校現場におけるいじ
めの実態と県からの指
導及び地教委として、どの
ような対策をされたのか教
示されたい。

学校教育課長 まず一点目
に、学校教育にかかわるす
べての関係者ひとりびとり
がいじめの問題の重大さを
認識し、いじめの兆候をい
ち早く把握をして迅速に対
応すること、二点目に、い
じめの早期発見に努め、事
実を隠ぺいすることなく、
適切に対応すること、三
点目にいじめを許さない学校

づくりを推進し、命を大切
にする教育の充実に努める
こと、四点目、いじめの総
点検の徹底を行うこと。と
いう四点を特に学校側に指
導を行っているところでご
ざいます。さらに町教育委
員会として、教育施策五項
目における心の教育の推進
を。特に今年度重視をして
この心の教育を推進してい
こうということで確認をし
ているところでございま
す。それから中学校区指導
連絡協議会、それにおける
情報交換、民生委員、児童
委員、巡回相談委員の活
用、教育相談委員の三人体
制の確立、スクールカウ
ンセラーの配置等、その他
人権の目を設置し、自他の
人権を尊重できる心情を育
て、全教育活動を通じ、そ
の未然防止に努めていると
ころでございます。

問 平成十六年度西原町の
約何円程度で町民一人あた
り年間約何円程度になつて
おりますか、ごみの分別も
大事ですが「出さぬ」こと
に力を入れるべきと思うが
どのような啓発をされてき
たのかお聞きします。

健康衛生課長 分別より

もごみの排せつ抑制に力
を入れるべきだと考えて
おります。スーパ、コン
ビニの協力を得て、「もら
はないキャンペーン」、自
治会での「もらはないキャ
ンペーン」の指導もやつて
おります。次に、平成十六
年度のごみ処理費一日当た
りが「七拾一万三百七十三
円」となっています。それ
から町民一人当たり年間
で約「七千八百三十六円」と
なっております。



ゴミ問題



前里 光信 議員

◆庁舎建設について ◆ごみ問題について ◆障害者自立支援法に関する件

問

庁舎建設についてお聞き致します。

(イ) 検討委員会の設置の件、(ロ) 建設方法、(ハ) 建設規模、(ニ) 建設の時期について、町長の見解をお聞きます。

新垣町長 役場職員で検討会議をたちあげておりますが、今後さらに町民代表、学識者、議会の代表者等の声も頂戴する形で検討委員会に発展させていきたい。建設方法については例えばPFI方式なのか、リースバック方式なのか、また自

前で可能なのか等充分検討を加えて参りたい。

建設の時期でございますが遅くても平成二〇年から平成二十一年にまたがるのか目標をそこら付近に設定をいたして鋭意努力して参ります。

問

南廃協を結成して、南部の三市三町で頑張ってきましたが、糸満市が離脱しました。私も理事の一人として最近までかわつてきた立場から怒りを覚える程やっかいな問題だと思っております。今後の対応についてお聞きます。特にこれまで国や県に対して一つの方向性、計画性を示して予算のある程度のめどもあったと思いますが、どうなるか。お聞きます。

新垣町長

ごみは毎日出てくる訳で、このごみをどうするかと言う事は緊急の課題でございます。残った五市町で新たな建設場所を模索いたしまして平成十九年四月から再スタートします。二〇一一年の供用開始を目標に事業を展開いたします。防衛施設庁補助(十一億円)の件ですが、南廃協と言う立場で補助要請をしておりますので、それが生きるのか、生きないのかについては糸満市が抜けた今検討がなされておられません。

問

障害者自立支援法に基づいて、障害を持っていらっしゃる方々の医療費の負担の問題が出てまいりました。実は私が議長在任中に関係者の方々から陳情をお受けする事がありました。支出優先の順位だとか課題はありますが特段の配慮が必要だと思います。現実の問題として地方自治体に課せられた大きな課題ですが町長の政策としてお聞きます。

福祉課長

支援法施行、実施が十月一日ですが、本町としては従前通り現在も展開しております。重度心身障害者の入院時の食事療養費につきましては県が今年度の中で打ち切りしました。本町はその分も町が補っている訳ですが、今後は状況を見て検討を致します。



南廃協の新聞報道

◆「まちづくり」と生活環境整備について



大城純孝 議員

問

町長は町づくりについて地域懇談会を持ち実施しました。来年度の取り組みについて伺います。

町長

町民参加のまちづくりの推進の為、今般の懇談会を実施させていただきました。七回の実施で各行政区から多種多様な意見、要望がございました。町の対応方針につきましては各行政区に文書で回答し、ハード面ソフト面緊急性を勘案し、解決に向け努力を払いたいと思います。

問

マリンタウン地域は来年はビーチのオープンで全体像が見えて来る時期になると思います。ビーチの管理運営としての指定監理の県との進捗について伺います。

都市計画課長

西原マリンパークは来年のオープンに向けて県は指定管理者の公募の説明会を十一月九日に行い、十二月十八日募集締め切り、来る一月下旬に管理者の内定という予定になっています。三月の県議会の議決で正式な決定をし、協定書の締結ということになります。

問

あがりティータ公園利用、ごみ対策について伺います。公園は週末等に利用者が多く、水・ごみの問題が多くの方々から意見が寄せられています。町の対応はどうなっていますか。

産業課長

あがりティータ公園は夏場や週末には利用者が多く、伴ってごみの量も増えて管理の頭を悩ませているのが現状です。清掃については町のシルバー人材センターが週三回程度行っています。集めたごみについては指定業者が回収に当たっています。来年のマ

問

津波波地域、特にコンビニ周辺の放置ごみと廃棄物の撤去についての指導はどうなっていますか。

健康衛生課長

昨年、事業者と土地の賃貸主を訪問しごみの処理及び産業廃棄物の適正な処理について行政指導を行いました。

問

業者は廃棄物処理の許可・免許を持っていますのか伺います。県の美ら島条例もありますので、町としての対応はどうでしょうか。

健康衛生課長

この事業者は砂販売からリース業に変更しており、廃棄物処理法の件で南部保健所に確認したところ許可もなく免許も持っていない。これまで県の方でも指導してきましたが進展していないのが現状です。



廃棄物放置現場



有田 力 議員

◆厳しい財政状況下、歳入 増強化策は ◆住基ネットからの勇気ある 離脱を！

問 国の施策による三位一体改革により、地方交付税等が削減され本町も今年度予算を基金を取崩して編成しております。新年度の平成十九年度予算編成も相当厳しい状況下にあると予測されますが、歳入を増やす為に対策をどう講ずるのか。又、自主財源アップの為、課全体からなるプロジェクトチームの立上げを検討できないか。

まずと税収の大幅な増加は見込めない状況にあると考えておりまして、現在、課税客体の掘り起こし、適正な申告指導の強化、電話催告、滞納者に対する納付指導の強化、悪質滞納者に対する差押え処分をしているところでありその成果が表れると考えております。プロジェクトチームの立上げについては本町の組織規模の定数では厳しいと考えております。中部広域の市町村のなかで差押え・公売に重点を置いた組織を立上げ、滞納圧縮を図る計画を進めているところであります。



町民課

ついで真剣に考えた場合、住基ネットからの勇気ある離脱をする考えはないか。

町民課長 住基法上で制度面、技術面で厳重なセキュリティ対策が全国の自治体でも実施されていると考えております。住基ネットの切断を市町村長の独自の判断で行なうことは違法であると考えられておりますので、住基ネットから離脱することはできないものと考えております。

町長 住基ネットの件につきましては市町村長は法律上の義務を負わされております。東京都国立区、杉並区、福島県矢祭町は当初から住基ネットに加入しておらず正常な状態ではないというふうな思いはいたしております。

◆役場職員採用試験 「学歴・年齢枠撤廃」 住民のための西原町創りを!!



仲松 勤 議員

問 受験機会の均等化や中高年世代も含む優秀な人材の確保を目指し、多様化する町民ニーズに対応するため、採用の年齢や学歴の撤廃を強く求めたい。又民間で培った経験や柔軟な発想、さらに町民感覚や、経営感覚を持った人材を求め、門戸開放をぜひ進めたいが、実現できますか。

受験資格を付しています。仲松議員が提案する多様化する町民ニーズに対応するためにも「年齢や学歴の撤廃については、今回はすでに実施要綱もできており、この提案については次回に向け委員会で検討します。

早期の新庁舎建設で住民サービスの充実を!!

・土日、祝祭日、朝七時から夜八時までも役場をオープン!!

・西原ハローワークで雇用の創出と活性化を!!



西原町役場庁舎

問 土曜日、日曜日に、さらに、夜も八時ごろまで役場が開いてほしいそのことはすべての町民の願いです。「自動交付機」という便利な機械でそれが可能になります。庁舎建設に伴いぜひ設置、実施してほしい。又ハローワーク那覇と連携し、西原ハローワークを設置し、町民への雇用に関する情報発信の強化や雇用機会の拡大と創出を図ってもらいたい。

問 区長会の活動は行政の実現に向け、検討したい。先端です。支援向上を強く求めたい。

総務課長 地域活性化を目標に組織されており、共に協力していきたい。

和等、町民サービスの向上と事務効率化・合理化が図られると考えます。財政面からも厳しいものがありますが、庁舎建設に共い、又住基カード支援事業等もあり、検討します。

産業課長 事務委譲等、新庁舎建設時の相談スペース等も含め今後検討します。

乳幼児医療費を、小学校入学まで、無料化を!!

問 子どもたちのため、子育て世帯への支援が必要で、ぜひ小学校入学時までの医療費の無料化を実現してほしいが。

健康衛生課長 県と共に、実現に向け、検討したい。



屋宜宣太郎 議員

◇葬祭センターについて ◇緑の資源化について

問 町立葬祭センターの建設について

最近まで西原町の方々もよく利用していただいた、させていだいた葬祭場が会社運営の方針により非常に利用しにくくなりかなり遠方での葬祭場での告別式はすべてに困難を期している。ぜひ町立の葬祭センターの建設を。

町長 これは確かに御指摘のとおりだと思いますが、今町の皆さんたちが利用している葬祭場は、十一の葬祭場が大まかにあると健康衛生課長が調べて資料を持

って来ております。年間私どもの町内でお亡くなりになる方は大体十五〇名内外でございます。できましたら、町内に施設があれば遠くまで行かなくてもすむわけですが、現在のところそういう施設が町内にないので、このような施設を使わせていただいておりますが、町営の葬祭センターというのは検討に入っていない。まずは厳しい状況にあるかと思えます。

ただどうなかわかりませんが内閣の南西側の方に御寺の計画があつてその計画の中に葬祭ができるお寺をつくりたいというふうなことを担当のものから向こうの会社の方から聞いたことがございます。この計画に変更がなければお寺がそこにできたら葬祭が可能であるということはお伺いをしたことがございます。

問 緑のリサイクル事業は平成十九年度に事業開始のことだがその進捗状況を尋ねる。

助役 草木の資源化の問題であります。御指摘のようにこれまで草木の処分については結構多額の金額を使つて処分しているような状況にあります。それで今現

在マリントウンの公園の施設内にストックヤードもありまして本町も指定管理者としてその管理をしていうということでも応募をしている状況であります。シルバー人材センターからは昨年からの件については要請等もあります。シルバーの方としてはチョッパーの操作関係については補助金があるようです。その操作をシルバーの方がやればその補助事業として導入できるということでもあります。

現在の循環型社会の形勢のためには処分費をその方で活用しながら資源の再利用化ができないか現在検討を進めております。指定管理者が仮に決定されればそこら辺についても十分な検討をして導入を図っていきたいと考えております。



葬祭場

◇住・環境の整備について、新旧県道の整備について ◇棚原産廃について



宮城秀功 議員

問 (一) 住・環境の整備について新県道二九号線について

聞いていますが、今後の課題は何かありますか。と同時に西地区区画整理事業の課題と問題点、加えて坂田地区の下水道の計画について伺います。

都市計画課長 坂田交差点から上原交差点迄の都計案については、県においては十一月三十日に県の土地計画審議会承認され国に今同意を求めている状況であると思えます。今後の課題としては国の厳しい財政事

情はあるが西地区区画整理事業との進捗と整合性が図られ目標のH二十六年度開通が行なわれる事だと考えております。

区画整理課長 この交渉では既に事前協議資料を出しており、本工事の着工がH二十一年という事で大分進んでいるとしか今の段階では表現できません。

上下水道課長 坂田地域について西地区での事業が進めば平行してやる部分も一部出て来ます。ただ流域下水道が翁長でとまって進展してない現状です。

問 (二) 旧県道二九号線は歩道がなく交通量が多く区民が困っている状況であります。どのような計画がなされているか伺います。

土木課長 旧県道は中部土木事務所に整備計画を確認したら三十七ヶ所で歩道なしで整備され地域の実情については理解はしているが、県の単独事業で維持管理を行っている実情であり、県から町への移管がなされていない現状であります。

問 (四) 棚原産廃の被害者の救済はどうなっていますか。前に坂田幼稚園

建設で規定の材料採用するようお願いしてあります。が、どうなっていますか。

保健衛生課長 北里研究所でアドバイスを受けて来た方と病院を受診して来た方が実践されている事について訪問や面接等で指導、相談を行なっております。又十月二十三日から十一月十三日迄の四回、棚原公民館において自己免疫力を高める為の健康体操教室を実施しました。又一月には徳佐田公民館でも実施する予定です。

問 (五) 西原食品の排水について、付近住民から悪臭がひどくその対策はどうなっていますか。

健康衛生課長 中央保健所、浦添市、西原町で西原から汚水処理計画等の改善計画を受けておりH十七年度は年六回勧告指導を行つており、いろんな種類の製造過程があり大変な汚染が進んでおり県と連絡をとり強力に指導したいと思えます。



棚原医療廃棄物処理施設跡



小川 孝 議員

◇小中学校の二学期制の導入及びいじめについて

問

二学期制度の導入については早めの実施する方向での取組みを提案してきましたが、いよいよ平成十九年度より実施されることになり、今後の児童生徒の教育向上に大きな期待が寄せられている。生徒及び保護者への説明は充分にされたのか伺います。

指導主事

教育委員会としては平成十九年四月から一

斉実施に向けて着々と進めており、各学校で具体的な計画を立て先生方の研修会を深めてきました。保護者説明会に於ては教育委員会

問

いじめの根底は子供達の心が病んでいると考えるその取組について伺う

学校教育課長

質問の通り

いじめの根底にあるのは各々の子供の心の問題だと考えており、教育施策五項目の中でも大きく取り上げている心の教育の推進であります。道徳の時間や全教育活動の中で、いじめの問題に対応しております。

道路の整備について

問

マリントアウン内の住宅用地の販売もほぼ順調に進んでいるが、関連する周辺道路の我謝マリントアウン線及びスク道の整備が遅れている状況である今後の整備計画はどのように考えているのか伺います。

土木課長

臨港二号線の起点側から我謝、兼久線の間

については現段階において具体的な整備はありません今後の整備時期として、その実現に向けた市街地整備プログラムのうち中期後半

平成二十五年度ごろの整備が予定されております。

町舎建設について

問

町役場庁舎建設については平成二十年度に着

手したいとの考えのようでありますが、その計画が具体的に現れてこない中で検討会議及び建設委員会はどのように進んでいるのか伺います。

町長

現在進めている検討

会議の中で、きちんとした道筋が見える形で素案をつくり初めており、建設に向けて早急に取組みたいと考えております。

問

南廃協から糸満市が離脱し、ごみ問題は今後

も厳しい状況にあるが？

町長

現在の組織は来年三

月三十一日に解散し、残った五市町で新たな枠組でごみ問題を解決したいと考えております。



いじめのパンフレット

◇新知事の公約の波及が、本町にどのような形で表われるか。



儀間信子 議員

問

新しい知事は公約として、認可園を四十ヶ所

増やす。又認可外での健康診断費、牛乳代などの助成の拡大を図り、給食導入に努めると公約された。その公約の波及が本町にどのような形で表われるか。

福祉課長

新知事の公約で

すが、県議会でもいろいろ論議されている中であります。事業としては、新健やか保育事業の中での展開になると思うが、県の動向が見えてきた段階で対応について検討していきたい。

問

認可園の増についてはこれまで認可申請をし

て認可できなかった一園がそのままクリアできればそのままいくのか、それとももし認可外園が八園あつて、八園が申請すればみな受付けをするのか。今申請をすると受付けられる段階に入っているのか。

町長

認可化については、

これまで一園過去の実績で申請された例があったが、一応行政手続きとしてはすべての園に、平等にチャンスを与えるという事で呼びかける。出て来た申請については十分に検討、調査をして認可決定されるよう県に推せんする。新知事の公約の成果が本町に及ぶのを期待する。

問

認可外園に対する給食

についてはどうか。沖縄の保育は認可外に頼らざるを得ない状況である。それならばせめて給食の補助を認可園並みにして、安全でバランスのとれた給食を

食べさせてほしい、との認可外園からの切実な声も聞こえるが、町長は認可外園の子供も皆等しくという思いをもっておられるのではないか。町長から答弁をしてほしい。

問

助成の拡大、又認可園

の増に期待をしたい。

福祉課長

給食関係は一定

のはやっている。今回でているのは、その拡大という事で知事も言っているのが県の動向を見て対応したい。認可化については、今県の調査の結果、認可外の全園、運営状況等や資料の分析をし、参考にしながら申請を受け付け、町で絞り込んで県にあげていく。



食事を子どもたち



城間義光 議員

◆平成19年度の予算編成は ◆南廃協の進捗は ◆マリnparkは

問

状況は非常に厳しいところがあり、財政の健全化を図ってきているが、行政改革推進委員会が十分検討を行い、行財政改革集中プランをさらに細かいものにしながら年度を追って対策にあたっていききたい。

南部地区廃棄物処理施設整備推進協議会(南廃協)の事務局において調査、検討したにもかかわらず二度も頓挫したが、南廃協を解散して新しい組織を立ち上げ、用地選定ができるのかどうか。東部清掃、島尻清掃の枠組みで熔融施設を先に東部清掃に導入し、統合していく考え方も視野に入れて検討するべきと思うが。

【町長】糸満が南廃協を離脱することが来年の三月に決まると思うが、五市町は新たな組織を立ち上げ、どういう形でごみ問題に対応するかについては、まだ具体的に話が決まったわけではない。新しい五市町の枠組みの中で、島尻、東部が統合、さらに東部に灰熔融を施設するという提案は非常に重要な意味を持つ内容になり、新しい組織に大変なインパクトを与える提案になりかねない。これから

問 次年度の新規事業は他の事業に優先して予算措置するのか。また今後も続く厳しい予算編成を考えると、財政の健全化の取り組みを考えているか。

財政課長 平成十九年度の新規事業は、西原小学校の改築、兼久仲伊保線北側路線の整備事業、棚原A線排水路の整備事業、体育館の改築等事業は、確実予算化する。単独事業は、七億円の返りがあり、歳出の状況を見ながらどの事業が優先すべきことも検討したい。

助役 地方財政を取り巻く

問

二、三カ月の間に新組織が立ち上がりまうので、真剣に、慎重に対応したい。

【西原マリnparkは平成十九年春のオープンに向け、着々と整備が行われている。本町も県への指定管理を受けるべく十二月十八日応募となっていると思うが、町行政内部だけの調整に終わったのか、商工会やその他民間の方々も含めて協議したのか。また今後協議する考えもあるか。

【都市計画課長】近隣のビーチを中心に管理運営形態等を調査し、応募に至った。商工会との協議について、具体的な協議されてない。今後は将来を見据えて商工会と様々な連携について協議していく必要があると考えている。



西原マリnparkビーチ

◆いじめをなくし命を大切に ◆改悪教育基本法から子どもを守ろう



伊礼一美 議員

問

年八件、十八年十一件。いじめが増加傾向にあるが、何が原因と考えられるか。

【教育長】人間性の希薄だと思う。思いやりや感謝の心とか人の痛みを知らない。受験競争などのストレスも問題となっている。

問

いじめを根本からなくす方策は。

【教育長】人間関係の問題としてとらえ、子どもたちの人権を守る見地からの人権教育を大事にしたい。

憲法に背く改悪教育基本法

子どもたちのいじめ、自殺問題が新聞やテレビなどで毎日のように報道されている。町内の附属小学校でもいじめ発生が明るみに出た。子どもが学校に行っている間が不安だ。「ただいま」という声を聞くまでおちつかないという声が多く、の父母から寄せられている。

問

町立の小中学校における過去五年間のいじめ発生件数は何件か。

【学校教育課長】平成十五年は二件、十六年二件、十七

教育長は「改正しようとする意図が理解できない」と評価する旨を表明していたが、今回の改悪教育基本法についての見解は。

【新垣町長】教育の憲法という教育基本法の理念を生かして子どもは教育を進めてきた。しかし戦後六〇年以上経った現在、学力やいじめ・自殺問題、高等学校の未履修問題などが集中して発生。これは、六〇年以上にわたって続けられた教育基本法のどこかに欠陥がある、課題があるという

去る十二月十五日、参議院で慎重な徹底審議を求める国民の声を無視して自民党、公明党は改悪基本法を強行成立させた。主な問題点の第一は、教育内容に対する国家介入の歯止めをなくし、教育の自由、学問の自由を根底からくつがえすこと。第二は、国を愛する態度をはじめ、二〇以上の徳目を教育の目標として押しつけ内心の自由を侵害し憲法に二重に違反するものとなっている。

問

現行教育基本法について新垣町長は「たいへん価値のあるもの」。垣花

【垣花教育長】賛否両論あるが、その中で公共心や家庭教育などが盛り込まれていることは評価できる。ただ愛国心の強調が戦争につながるものになってはいけない。



いじめ問題の報道



長浜ひろみ 議員

◆学校給食の意義と給食費の滞納 ◆出産育児一時金が 35 万円に！

問 今年十一月二十七日、読売新聞のトップ記事に「給食費滞納十八億円」という見出しがありました。全国の公立小中学校で、二〇〇五年に十八億円を超える滞納がある事がわかったそうです。文部科学省も十一月から調査を始めています。都道府県別で見ると滞納率が高いのが沖縄四、〇九%、続いて、北海道一、三八%、宮城県一、一一%、岩手県一、〇一%と続いています。滞納への対応では、学校により校長や教諭らが訪問

したり、休日を利用して滞納世帯へ電話や訪問で要請したりする事もあったようです。そこで①学校給食の目的・栄養所要量・食べる時間の指導について②残飯を少なくするため、原因調査又、対策について③学校給食費納入率向上に向けての意識改革について伺います。

保健体育課長 学校給食は児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供する事により、児童生徒の健康増進体力向上を図り、日常生活の中で正しい食習慣を身に付け学校で食事を共にする事によって、教師と児童の生徒相互の触れ合いの場づくりに必要です。文部科学省が告示している学校給食基準等に、学校給食における児童生徒の一人当たりの平均所要量の基準に応じた食事を作り、一日取る栄養量の三分の一の強の栄養が学校給食で取れるように、作っています。食べる時間については、準備に二〇分、食事二〇分、後片づけ十五分となり、又、残飯を少なくするため、日々、残飯量記録簿からメニューによって残存量の増減があります。結果については、学校

給食主任会議の中で報告してあります。今後は食の指導を通して児童生徒、PTAに残飯を残さないように指導していきたいと思っています。学校給食費納入率向上に向けては、現在電話等や徴収嘱託員による家庭訪問で徴収しております。

問

出産育児一時金が平成十八年十月より三〇万から三五万に引き上げられました。更に、支払い方法についても保険者(町)から直接医療機関に支給する方法もありますが本町の現状を伺います。

保険課長

本町では、平成十四年四月一日から県内で唯一実施し、平成十八年四月一日から九月三十日まで、お一人の申請でした。今後は広報誌にも掲載していきたいと考えます。



出産育児金のパンフレット

◆大砲展示は軍事の視点！ ◆収入役の存続は既得権？ ◆与党議員の兼業禁止違反！ ◆職員採用試験は公正公平か？



与那嶺義雄 議員

問

町図書館前の大砲展示は、靖国神社の兵器展示と同様に軍事の視点、平和教育の観点からも、兵器そのものの興味や関心を抱かせるだけで、戦争の悲惨さや平和を考える意義・効果は弱い。大砲を溶かし、町民参加で平和のオブジェ・モニュメントの芸術作品に作り変えた方が、より平和教育に資する。

町長 戦争の生きた教材、平和資料として役立てる。

問

財政的危機が深まる中、行財政改革は待ったなし。本町より大きな南城市さえ収入役を置かない。西原町の存続の必然性はどこに。

モニュメントとしての再生は価値がない。

問

自治法九二条二項は、議員が町から仕事を請負うことで公正な議会活動や審議ができないというところで、それを禁じる。情報公開で調べると、二人の与党議員の違反が発覚。

問

自治法九二条二項は、議員が町から仕事を請負うことで公正な議会活動や審議ができないというところで、それを禁じる。情報公開で調べると、二人の与党議員の違反が発覚。

助役 さる九月に当選し、現在も議員として頑張っている。

問

これは大きな問題。なれ合いが常態化すれば癒着の温床だ。自治法二二二条の二項は、収入役は町長の支払命令があっても法令に違反した場合は支出できない。二件も法に触れ、職務怠慢だ。町長も町民に謝罪すべき。

収入役 仕事も終わり、請求されて事を止めることが可能か。職員には厳重注意したい。



図書館前の大砲

問

厳重注意されるべきはあなたなんですよ。全然責任を感じてない。

収入役 兼業禁止は、職員もそうだが当然議員も知らないといけない。今後は気をつけたい。

問

県内の職員志向は高く、採用の成否はその人の人生設計をも左右する。また町行政にとっても有為な人材が確保できるかどうかにもかかわる。広島県呉市で、一次試験もクリアしない者が採用されるという不正採用事件が発覚した。本町の採用者(匿名で)の一次試験の順位と得点の公表を。

総務課長

採用基準や方針等が推測される恐れがあり公開できない。議員の不服申し立ての結果をみて判断したい。